

令和4年度 第1回宍粟市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和4年8月23日（火）
午後1時30分～
場 所：宍粟市役所本庁3階 庁議室

1. 開 会

2. 委員委嘱

3. 会長あいさつ

4. 会議内容・委員の紹介 【資料1】・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

5. 協議事項

第2期「宍粟市子ども・子育て支援事業計画」における

- (1) 令和3年度実績報告について【資料2】・・・・・・・・ P.5
- (2) 令和4年度進捗状況について【資料3】・・・・・・・・ P.9
- (3) 中間見直しについて【資料4】・・・・・・・・ P.13

6. 報告事項

- (1) 宍粟市地域福祉計画推進会議委員の推薦について
- (2) ワクチン接種状況について
- (3) 児童福祉法の一部改正について【資料5】・・・・・・・・ P.19
- (4) 「子育てガイドブック」について ・・・・・・・・ 別冊
- (5) 認定こども園の整備状況について
- (6) 今後のスケジュールについて

7. 閉 会 山本副会長

宍粟市子ども・子育て会議委員名簿

令和4年8月23日現在

区 分	氏 名	所 属 等
子どもの保護者	やすい かずたか 安井 一孝 (新)	認可保育所・認定こども園保護者代表 (くりのみ保育園保護者代表)
	かたやま あかこ 片山 智加子 (新)	公立幼稚園・保育所・こども園保護者代表 (戸原こども園PTA会長)
	もりもと むねかず 森本 宗和 (新)	宍粟市連合PTA代表 (一宮南中PTA会長)
子ども・子育て支援に関する 事業に従事する者	やまだ あきよ 山田 彰代 (新)	兵庫県保育協会宍粟支部 (認定こども園代表含む) (段ちびっこえん長)
	ふなびき ゆき 船曳 由紀 (新)	宍粟市立幼稚園・保育所・認定こども園代表 (戸原こども園長)
	たなか いちろう 田中 市郎 (新)	学童保育所長代表 (一宮北学童保育所長)
	たてみち かつよ 立道 勝代	子育て支援センター代表 (波賀子育て支援専門員)
子ども・子育て支援に関し 学識経験のある者	しんしょう こうし 新庄 康史 (会長)	小学校長経験者
	やまもと ちづこ 山本 千津子 (副会長)	幼稚園長経験者
	たにばやし ゆみ 谷林 由美	宍粟市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員代表
公募委員	なかばやし くみこ 中林 久美子	
	ふじわら いずみ 藤原 いずみ	

※ 継続委員の委嘱期間 : 令和3年11月11日 ~ 令和5年11月10日

※ 新委員の委嘱期間 : 令和4年8月23日 ~ 令和5年11月10日

事 務 局

健康福祉部 部長	橋本 徹	健康福祉部 保健福祉課 課長	平尾 真弓
健康福祉部 次長	三木 義彦	健康福祉部 保健福祉課 副課長兼 子育て世代包括支援センター室長	伊野 隆之
健康福祉部 次長兼 社会福祉課 課長	安井 洋子	教育部 こども未来課 課長	岩路 貴裕
健康福祉部 社会福祉課 副課長兼係長	西嶋 知栄	教育部 こども未来課 副課長	岡内 由里
健康福祉部 社会福祉課 主事	清水 康太		

○宍粟市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 13 日 条例第 27 号

宍粟市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、宍粟市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画(法第 61 条第 1 項に規定する計画をいう。)の策定又は変更に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 宍粟市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年宍粟市条例第45号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

このページは白紙です

令和3年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実績について

■教育・保育ニーズ

(令和4年3月末現在)

事業名	R3年度計画		R3年度実績		R3年度の実施状況			R3年度の実施状況
	量の見込み (A)	利用定員 (B)	4月1日	3月31日(C)	園所児童数	利用者 (D)	(D)-(C)	
教育(1号)3歳児 (幼稚園、認定こども園)	231人	215人	18人	22人	22人	22人	人	【3月末在籍児童内訳】 公立幼稚園 4園(26人) 公立こども園 3園(27人) 私立こども園 2園(31人) 合計 9園(84人) ※管外受託含む(0人)
			87人	62人	62人	62人	人	
合 計	231人	215人	105人	84人	84人	84人	人	
保育(3号)0歳児 (保育所、認定こども園)	25人	72人	23人	79人	79人	79人	人	【3月末在籍児童内訳】 公立保育所 2所(106人) 公立こども園 3園(177人) 私立保育所 8所(566人) 私立こども園 2園(111人) 合計 15園(960人) ※管外受託含む(24人)
			282人	308人	308人	308人	人	
保育(2号)3-5歳児 (保育所、認定こども園)	445人	588人	556人	573人	573人	573人	人	
合 計	710人	964人	861人	960人	960人	960人	人	

令和3年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実績について

■ 地域子ども・子育て支援事業

(令和4年3月末現在)

事業名	R3年度計画 量の見込み(A)	R3年度実績		計画との差 (B)-(A)	R3年度の実施状況
		提供量(B)	利用希望者数		
①利用者支援事業 【保健福祉課】	2か所	2か所	2か所	0か所	基本型と母子保健型と2類型開所し、妊娠期から子育て期まで母子保健や子育て支援センター等と連携を取りながら包括的に切れ目なく支援を行っている。基本型は、子育て専門員によって子育てに関する相談や子育て情報の提供を行い、母子保健型は、特に支援が必要な母子に母子保健コーディネーター(保健師)が中心となって支援の調整等を行っている。
②時間外保育事業 (延長保育事業) 【こども未来課】	142人	74人	74人	△ 68人	認可保育所7所・こども園5園 実利用人員74人/延べ2,645人・日
③放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 【こども未来課】	264人	339人	339人	75	公立11所…276人(定員440人) 私立2所…63人(定員76人)
④子育て短期支援事業 【保健福祉課】	7人	0人	0人	△ 7人	必要な事例があった場合に事業の利用が出来るように近隣の市町にある複数の児童養護施設等と委託契約を締結している。令和3年度は利用が必要な事例はなく利用もなかった。
⑤乳幼児家庭全戸訪問事業 【保健福祉課】	193人	200人	200人	7人	保健師による全乳児を対象とした訪問を行っている。市外への里帰り等のため、市内にいない乳児に関しては在住している先の母子保健担当へ依頼し訪問を行うもらう体制となっている。200人の内41人は、市外からの市内への里帰りによる訪問数となっている。
⑥養育支援訪問事業 【保健福祉課】	5人	0人	0人	△ 5人	必要な事例があった場合に事業の利用が出来るように体制は整えているが、必要な事例はなく利用もなかった。母子保健として保健師が継続して関わる必要がある場合は、訪問し相談や指導を実施している。

令和3年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実績について

■ 地域子ども・子育て支援事業

(令和4年3月末現在)

事業名	R3年度計画 量の見込み(A)	R3年度実績		計画との差 (B)-(A)	R3年度の実施状況
		提供量(B)	利用希望者数		
⑦地域子育て支援拠点事業 【保健福祉課】	718人	330人	330人	△ 388人	市内4か所の子育て支援センターで、親子のグループ活動や子育て講演会、イベント、子育て相談等を実施し親同士の交流を促進すること で、子育て支援を推進している。新型コロナウイルスの影響により、それぞれの事業の中止・縮小等により計画よりも少なくなっている。
⑧一時預かり事業 (幼稚園在園児対象) 【こども未来課】	6,983人	2,962人	2,962人	△ 4,021人	さつきランド山崎 1191人(実人数 9人) さつきランド河東 1771人(実人数 10人)
⑧一時預かり事業 (幼稚園在園児以外) 【こども未来課】	1,263人	524人	524人	△ 739人	認可保育所4所・こども園5園 実利用人員39人/延べ524人・日
⑨病児・病後児保育事業 【社会福祉課】	454人	158人	165人	△ 296人	利用登録者:67人 お便り(そらまめ一):3回配布 ・令和元年度開設以降の病児保育事業の検証のため、利用者へアンケート調査を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、保育環境の充実に努めた。
⑩ファミリーサポートセンター事業 (就学児のみ) 【社会福祉課】	284人	678人	684人	394	会員数:237人 (お願ひ会員:105人、まかせて会員:119人、両方会員:13人) 活動回数:730件 交流会:延期 講習会:2回 主な利用:習い事等への送迎、放課後児童クラブ終了後の預かりなど ・ファミサポ利用料補助金(ひとり親):2人
⑪妊婦健康診査事業 【保健福祉課】	2,279人	1,981人	1,981人	△ 298人	母子健康手帳交付時に14回、93,000円分の妊婦健診助成券を交付し 県内産婦人科受診時には自己負担がほとんどなく受診でき、経済的理 由に関係なく妊婦健診を受けることが出来る体制となっている。県外医 療機関で妊婦健診助成券を利用できない場合は償還払いにより負担支 援を行っている。母子健康手帳交付数の減少により提供量が減少して いる。

このページは白紙です

令和4年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

■教育・保育ニーズ

(令和4年7月末現在)

事業名	令和4年度計画		令和4年度実績		令和4年度の実施状況			令和4年度の実施状況
	量の見込み (A)	利用定員 (B)	4月1日	園所児童数 7月31日(C)	利用希望 者(D)	(D)-(C)		
教育(1号)3歳児 (幼稚園、認定こども園)	201人	215人	29人	27人	27人	0人	【7月末在籍児童内訳】 公立幼稚園 4園(26人) 公立こども園 3園(27人) 私立こども園 2園(29人) 合計 9園(82人) ※管外受託含む(0人)	
			59人	55人	55人	0人		
合計	201人	215人	88人	82人	82人	0人		
保育(3号)0歳児 (保育所、認定こども園)	24人	72人	16人	33人	33人	0人	【7月末在籍児童内訳】 公立保育所 2所(86人) 公立こども園 3園(162人) 私立保育所 8所(508人) 私立こども園 2園(100人) 合計 15園(856人) ※管外受託含む(21人)	
			270人	274人	274人	0人		
保育(2号)3-5歳児 (保育所、認定こども園)	415人	583人	541人	549人	549人	0人		
合計	679人	954人	827人	856人	856人	0人		

令和4年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

■ 地域子ども・子育て支援事業

(令和4年7月末現在)

事業名	R4年度計画 量の見込み(A)	令和4年度実績		計画との差 (B)-(A)	令和4年度の実施状況
		提供量(B)	利用希望者数		
①利用者支援事業 【保健福祉課】	2か所	2か所	2か所	0か所	基本型と母子保健型と2類型開所し、妊娠期から子育て期まで母子保健や子育て支援センター等と連携を取りながら包括的に切れ目なく支援を行っている。基本型は、子育て専門員によって子育てに関する相談や子育て情報の提供を行い、母子保健型は、特に支援が必要な母子に母子保健コーディネーター(保健師)が中心となって支援の調整等を行っている。
②時間外保育事業 (延長保育事業) 【こども未来課】	134人	47人	47人	△ 87人	認可保育所7所・こども園5園 実利用人員47人/延べ824人・日
③放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 【こども未来課】	259人	404人	404人	145人	公立11所…330人(定員440人) 私立2所…74人(定員76人)
④子育て短期支援事業 【保健福祉課】	7人	0人	0人	△ 7人	必要な事例があった場合に事業の利用が出来るように近隣の市町にある複数の児童養護施設等と委託契約を締結している。令和4年度は、今のところは利用実績はない。
⑤乳幼児家庭全戸訪問事業 【保健福祉課】	185人	60人	60人	△ 125人	保健師による全乳児を対象とした訪問を行っている。市外への里帰り等のため、市内にいない乳児に関しては在住している先の母子保健担当へ依頼し訪問を行ってもらう体制となっている。年々出生数は減少傾向にある。
⑥養育支援訪問事業 【保健福祉課】	5人	0人	0人	△ 5人	必要な事例があった場合に事業の利用が出来るように体制は整えているが、母子保健として保健師が継続して関わる必要がある場合は、訪問し相談や指導を実施している。令和4年度は、今のところ利用実績はない。

令和4年度宍粟市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

■ 地域子ども・子育て支援事業

(令和4年7月末現在)

事業名	R4年度計画 量の見込み(A)	令和4年度実績		計画との差 (B)-(A)	令和4年度の実施状況
		提供量(B)	利用希望者数		
⑦ 地域子育て支援拠点事業 【保健福祉課】	708人	454人	454人	△ 254人	市内4か所の子育て支援センターで、親子のグループ活動や子育て講演会、イベント、子育て相談等を実施し親同士の交流を促進すること、子育て支援を推進している。新型コロナウイルスの影響により、それぞれ事業の人数制限・規模縮小等をせざるを得ない状況となっている。
⑧ 一時預かり事業 (幼稚園在園児対象) 【こども未来課】	6,373人	497人	497人	△ 5,876人	さつきランド山崎 282人(実人数4人) さつきランド河東 215人(実人数3人)
⑧ 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外) 【こども未来課】	1,195人	74人	74人	△ 1,121人	認可保育所4所・こども園5園 実利用人員7人/延べ74人日
⑨ 病児・病後児保育事業 【社会福祉課】	431人	32人	33人	△ 399人	利用登録者:36人 お便り(そらまめ一る):2回配布 ・利用者からの要望(アンケート結果)により保育開始時間を15分繰り上げした。 (変更前)8:00~18:00 (変更後)7:45~17:45 ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、保育環境の充実に努めた。
⑩ ファミリーサポートセンター事業 (就学児のみ) 【社会福祉課】	275人	159人	161人	△ 116人	会員数:241人 (お預かり会員:109人、まかせて会員:119人、両方会員:13人) 活動回数:178件 交流会:中止 主な利用:習い事等への送迎、小学校登校前の預かりなど ・ファミサポ利用料補助金(ひとり親):1人
⑪ 妊婦健康診査事業 【保健福祉課】	2,184人	561人	561人	△ 1,623人	母子健康手帳交付時に14回、93,000円分の妊婦健診助成券を交付し県内産婦人科受診時には自己負担がほとんどなく受診でき、経済的理由に関係なく妊婦健診を受けることが出来る体制となっている。県外医療機関で妊婦健診助成券を利用できない場合は償還払いにより負担支援を行っている。

このページは白紙です

第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画等に関する 中間年の見直しについて

1. 概要

「第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間として定めています。

この度の見直しは、国が示す見直しの考え方及び本計画「第1章 計画の策定にあたって」「4.計画の期間」に基づき、計画と実績に乖離がある場合、計画の中間年度（令和4年度）に数値の見直しを行うものです。

見直しにあたっては、令和4年度に開催する「宍粟市子ども・子育て会議」にて委員の皆様から御意見をいただきながら進めます。

2. 国が示す見直しに関する判断基準

就学前の教育・保育 (幼稚園・保育所等)	令和3年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの「実績値」と計画における「量の見込み」が、10%以上乖離している場合、見直しが必要とされている。
地域子ども・子育て支援事業 (13事業)	各事業の実施状況や利用状況が、計画における「量の見込み」と比較して大幅な乖離（概ね10%以上の乖離）が生じている場合、見直しが必要とされている。

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績の想定が困難であって、令和4年度に中間見直しが必要かどうかの判断ができない場合は、令和5年度以降に必要なに応じて実施しても問題ない。

3. 見直しの対象とした事業

- 就学前の教育・保育（幼稚園・保育所等）
- 地域子ども・子育て支援事業
 - ①放課後児童健全育成事業（学童保育事業）
 - ②病児・病後児保育事業
 - ③ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

4. 推計児童数の算出方法

児童数は、コーホート変化率法を用いて算出しています。過去の実績人口の動勢から変化率を求め、将来人口を推計する方法です。（裏面の推計児童数一覧を参照）この算出数値をもとに実態に合わせて各数値の見直しを行っています。

5. 中間見直しスケジュール

年 月	中間見直し作業
令和4年6月～7月	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（13事業）の「量の見込み」及び「確保」の見直し作業
令和4年8月23日	子ども・子育て会議【中間見直し案】
令和4年9月～10月	県による計画の内容確認及び調整
令和4年11月～令和5年3月	子ども・子育て会議【計画見直し後、本会議への付議】
令和5年4月	計画（改訂後）施行

推計児童数(コーホート変化率法による)

1歳区切り	実績					推計				
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
合計										
0歳	196	193	187	166	150	161	155	149	144	139
1歳	219	193	207	189	180	156	167	161	155	149
2歳	256	220	200	214	193	184	159	171	165	159
3歳	268	261	221	195	211	192	183	159	170	164
4歳	249	259	259	219	200	210	191	182	158	169
5歳	302	251	261	258	221	201	211	192	183	159
6歳	309	300	247	257	256	219	199	208	189	181
7歳	297	308	302	244	257	255	218	198	208	189
8歳	306	298	308	298	245	257	255	218	198	208
9歳	353	307	302	308	296	246	257	256	218	199
10歳	318	349	304	299	312	295	244	256	255	217
11歳	342	319	350	302	299	312	295	244	256	254
12歳	350	338	317	351	302	298	311	294	243	255

第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画中間見直し(案)

第2期宍粟市子ども・子育て支援事業計画において、「量の見込み及び確保の内容」の見直しを行う事業については、次のとおりです。

本計画の本文 P44～P48 に記載のある数値見直しです。

表中 令和2年度～令和4年度：上段が当初計画数値、下段が【実績数値】
令和5年度～令和6年度：上段が見直し数値、下段が（当初計画数値）

R2年度～R4年度	R5年度～R6年度	中間見直し後の計画数値
当初計画数値	見直し数値	
【実績数値】	（当初計画数値）	

※R4年度については、R4.7月末現在の実績である。

●幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育

■教育ニーズ（1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い））：

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	236 【142】	231 【107】	201 【88】	83 (195)	81 (196)
②確保の内容 幼稚園、認定こども園	236 【236】	231 【215】	201 【215】	230 (195)	175 (196)
② -①	94	108	127	147	94

■保育ニーズ（2号認定（保育の利用希望が強い））：

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	505 【589】	445 【568】	415 【541】	516 (404)	500 (406)
②確保の内容 保育所、認定こども園	505 【592】	445 【588】	415 【583】	562 (404)	557 (406)
② -①	3	20	42	46	57

■保育ニーズ（3号認定）：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人)

項目		令和2年度			令和3年度		
		0歳	1・2歳	保育利用率	0歳	1・2歳	保育利用率
① 量の見込み		25 【23】	233 【297】	68.1% 【64.3%】	25 【23】	240 【290】	67.5% 【66%】
② 確保の内容	保育所、認定こども園	25 【72】	233 【310】		25 【72】	240 【304】	
	地域型保育事業	0	0		0	0	
②-①		49	13		49	14	

項目		令和4年度			令和5年度		
		0歳	1・2歳	保育利用率	0歳	1・2歳	保育利用率
① 量の見込み		24 【16】	240 【270】	68.4% 【70.9%】	17 (23)	246 (231)	72.2% (72.5%)
② 確保の内容	保育所、認定こども園	24 【72】	240 【299】		72 (23)	290 (231)	
	地域型保育事業	0	0		0	0	
②-①		56	29		55	44	

項目		令和6年度		
		0歳	1・2歳	保育利用率
① 量の見込み		16 (22)	235 (222)	71.9% (77.4%)
② 確保の内容	保育所、認定こども園	69 (22)	277 (222)	
	地域型保育事業	0	0	
②-①		53	42	

※保育利用率…3歳未満の子どもの数全体に占める、3号認定の利用定員数の割合

- 令和2年度 3歳未満児童数 594人
- 令和3年度 3歳未満児童数 569人
- 令和4年度 3歳未満児童数 523人
- 令和5年度 3歳未満児童数 501人
- 令和6年度 3歳未満児童数 481人

<見直しの理由>

当初計画の数値と実績の数値に10%以上の乖離があるため。

<見直しの方法>

- ①量の見込み＝「推計児童数」×「令和4年4月1日の支給認定割合」
- ②確保の内容＝「幼稚園、保育所、認定こども園の利用定員数」

●地域子ども・子育て支援事業

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）

（単位：実人数／年）

項 目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	101 【129】	105 【142】	105 【137】	132 (89)	121 (78)
	2年生	98 【117】	82 【107】	85 【126】	122 (85)	112 (72)
	3年生	51 【97】	50 【94】	42 【81】	78 (43)	72 (43)
	4年生	21 【40】	21 【44】	21 【41】	39 (17)	36 (18)
	5年生	5 【9】	5 【13】	5 【24】	23 (5)	21 (4)
	6年生	1 【7】	1 【5】	1 【8】	7 (1)	7 (1)
	合計	277 【399】	264 【405】	259 【417】	401 (240)	369 (216)
②確保の内容		277 【516】	264 【516】	259 【516】	516 (240)	516 (216)
②－ ①		117	111	99	115	147

<見直しの理由>

児童数の実績が、低学年、高学年共に計画を上回っており、数値の開きがあるため。

<見直しの方法>

①量の見込み＝「推計児童数」×「令和4年4月1日時点の利用割合」

②確保の内容＝「学童保育所の利用定員数」

⑤ 病児・病後児保育事業

(単位：延べ人数／年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	476 【57】	454 【158】	431 【32】	117 (416)	112 (409)
②確保の内容	476 【57】	454 【158】	431 【32】	117 (416)	112 (409)
②-①	0	0	0	0	0

<見直しの理由>

計画策定時に見込んだ計画値と実績値に10%以上の乖離があるため、実態に合わせて計画値を見直す。

計画策定時におけるニーズ調査において病児・病後児保育を利用したいと回答された方が多かったことから計画値は高い数値であったが、実際の利用数は想定より低い。

<見直しの方法>

病児保育室の開設年度（令和元年度）以降の年度ごとに人口に対する利用実績の割合を計算し、その割合の最大値及び平均値を人口推移にかけ合わせて今後の量の見込み及び確保の内容を算出したところ、実態とは離れた数値であったため、利用実績割合の高い上位2か年の平均値を採用し、算出した。

⑭ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

(単位：延べ人数／年)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	299 【366】	284 【678】	275 【159】	545 (262)	518 (244)
②確保の内容	299 【366】	284 【678】	275 【159】	545 (262)	518 (244)
②-①	0	0	0	0	0

<見直しの理由>

計画策定時に見込んだ計画値と実績値に10%以上の乖離があるため、実態に合わせて計画値を見直す。

令和3年度に突出して実績が多かった理由については、山崎小学校の学童保育所が定員を上回り、溢れた児童が城下小学校及び山崎西小学校の学童保育所を利用されたため、その送迎にかかるニーズが多かったことによる。

<見直しの方法>

令和元年度以降の年度ごとに人口に対する利用実績の割合を計算し、その割合の最大値及び平均値を人口推移にかけ合わせて今後の量の見込み及び確保の内容を算出したところ実態とは離れた数値であったため、利用実績割合の高い上位2か年の平均値を採用し、算出した。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 〔児童福祉法、母子保健法〕

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 〔児童福祉法〕

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 〔児童福祉法〕

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 〔児童福祉法〕

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 〔児童福祉法〕

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 〔児童福祉法〕

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆け取組強化）等 〔児童福祉法〕

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以上以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以上以内で政令で定める日）

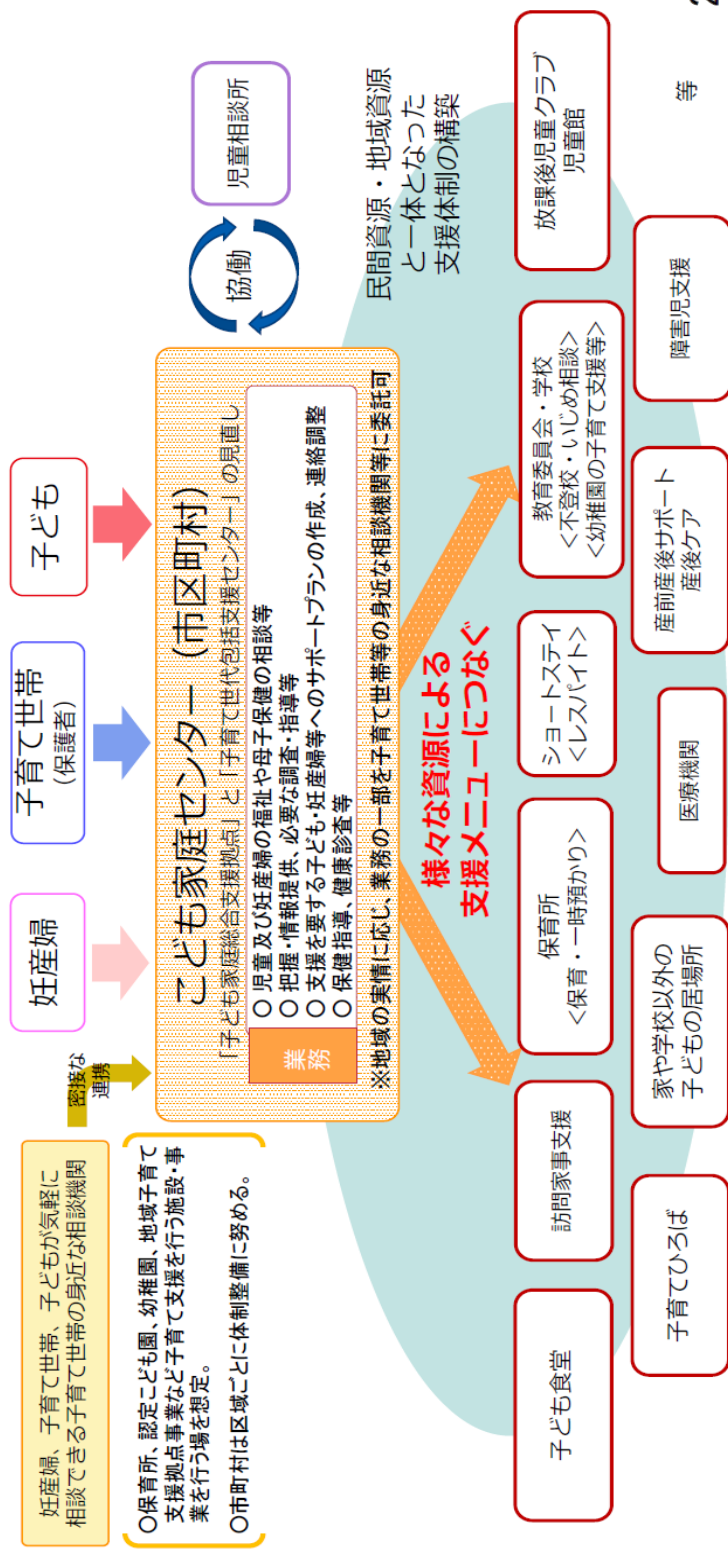
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

○ この相談機関では、**妊産婦から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わないければならない業務として位置づけ



令和3年度主要施策に係る成果説明書(教育部)



単位:千円

所管課	こども未来課	事業名	幼保一元化推進事業				決算書頁	118	
会計名	一般会計	総合計画の施策体系	基本方針	⑤子どもが健やかに育つまちづくり					
科目名等	3-2-7		基本施策	【17】就学前教育の充実					
	少子化対策事業費		個別施策	②幼保一元化に向けた取組みの推進					
対象者(受益)		事業目的	少子化による子どもの減少に備えて、幼保一元化によりこども園を整備することで、子どもの育ちに必要な集団の確保と多様な子育てニーズに対応できる新しい幼児教育・保育環境を整備する。						
具体名	市民(子育て世代)								
人数等	—								
予算・決算額		財源内訳					R3年度決算の内訳		
		国庫支出金	県支出金	受益者負担金	その他特定財源	地方債	一般財源	主な費目	金額
R3最終予算	177,366	0	0	0	0	176,400	966	委託料	2,643
R3決算	130,000	0	0	0	0	128,817	1,183	工事請負費	24,588
予算-決算	47,366	0	0	0	0	47,583	△217	用地費	98,880
R2決算	64,300	0	0	0	0	60,100	4,200	補助金	2,904
前年度決算比	65,700	0	0	0	0	68,717	△3,017	物件補償	800
事業内容	事業期間	H23	～	R7	新規・継続・拡充の別	継続	その他	185	
	【事業期間中の事業内容】 令和7年度末までに、幼保一元化による認定こども園の整備を完了する。								
	<<これまでの実績>> 平成27年4月 ちくさ杉の子こども園開園 平成28年4月 みのりこども園開園 平成31年4月 戸原こども園・一宮北こども園開園 令和2年4月 はりま一宮こども園開園 <<今後の計画目標>> 山崎地区:令和5年4月開園予定 城下地区:令和6年4月開園予定								
【R3事業内容】									
○山崎地区こども園整備事業 こども園建設用地取得費 98,880千円 こども園用地造成工事請負費 3,936千円【令和4年度へ繰越 30,262千円】 開発行為許可申請等業務委託料 0千円【令和4年度へ繰越 12,650千円】 こども園用地登記業務 1,653千円 認定こども園施設整備費補助金 2,904千円 物件移転補償費 800千円 ○城下地区こども園用地不動産鑑定業務 990千円 ○はりま一宮こども園駐車場等整備工事費 20,652千円 ○その他事務費 185千円									
当初事業目標値との対比	R3当初	R3結果	対比	目標数値の進捗率 (継続・拡充事業の場合)		—			
事業の成果・評価等	山崎地区の幼保連携型認定こども園の整備にあたり、山崎町庄能地内に用地を取得し、農地転用、開発許可を得たうえで造成工事を実施した。また、令和2年度にオープンしたはりま一宮こども園の職員駐車場と第2園庭の整備、令和6年度に開園をめざす城下地区こども園の用地鑑定なども行った。 幼稚園と保育所の機能をあわせもつ認定こども園の整備を進めることで、保護者が安心して子どもを託せる教育保育環境を整えることができた。								